

平成15年11月20日
近 畿 財 務 局

有限会社デイリーハウス（日賦貸金業登録業者）の業務停止について

日賦貸金業者である 有限会社デイリーハウス については、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴求を行った結果、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、出資法の一部を改正する法律（以下「出資法改正法」という。）及び貸金業規制法に違反する以下の事実外が認められたので、平成15年12月1日から同年12月21日までの21日間、全店（本店、大阪支店）の業務の全部（集金を含む弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを平成15年11月20日付で命じた。

主な違反事実

1. 出資法第5条第2項違反

上限金利（54.75%）による貸付で、みなし利息（手数料）の徴求、及び切替契約時に従前の貸付契約に係る利息を元加していたことから、上限金利を超える貸付が認められた。

2. 出資法改正法附則第10項違反

日賦貸金業者は、①主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で、常時使用する従業員の数が、5人以下の小規模のものを貸付の相手方とすること ②返済金を返済期間の100分の50以上の日数にわたり、業者自ら集金する方法により取り立てること が要件として定められているが、この要件に違反する貸付が認められた。

3. 貸金業規制法第16条違反

(有) デイリーハウスは、消費者金融業者(有) ナナヨーと通謀し、同社名で広告すれば消費者金融業者の上限金利(29.2%)で広告できることを利用して、(有) ナナヨーの広告費用を負担し、同社名で貸付条件「金利18~29.2%」を記載した事業者向けの広告(ダイレクトメール)を行わせ、この条件による貸付を期待した顧客を、同社の紹介により獲得し、日賦貸金業者の上限金利(54.75%)で貸付けていた。

これは、著しく事実に相違する表示であり、また、実際の貸付金利よりも、著しく有利であると人を誤認させるような表示となっており、法において禁止されている誇大広告に該当すると認められた。

(参考)

有限会社デイリーハウスの概要

- | | | |
|--------------|-------------------|---|
| 1. 商 | 号 | 有限会社 デイリーハウス |
| 2. 代 | 表 | 者 <small>きん てつお みつやまてつお</small>
金 哲男(光山哲男) |
| 3. 営業所の所在地 | 本 | 店：東京都港区新橋5丁目22番3号
大阪支店：大阪府大阪市中央区上汐2丁目3番7号 |
| 4. 登 録 番 号 | 近畿財務局長(N1)第00739号 | |
| 5. 登 録 年 月 日 | 平成13年2月14日 | |
| 6. 事 業 の 概 要 | 日賦貸金業者 | |

(注) 同社は、本店移転(平成15年6月30日、大阪府→東京都)により、現本店が東京都に所在するが、現在は近畿財務局登録の業者である。

連絡・問い合わせ先

近畿財務局理財部 金融監督第3課 栗山、砂田、水田 06-6949-6371
--